

事由C：生計維持者の一方（又は両方）が失職（非自発的失業に限る）

## 家計急変必要書類一覧

### ■ 共通（家計急変採用に申し込む場合は提出が必要）

必要書類	提出先	チェック欄
① 給付奨学金確認書【原本】	申込者→学校→JASSO（採用後）	
② 給付奨学金申請書（家計急変事由該当者用）【原本】	申込者→学校→JASSO	
③ マイナンバー提出書	申込者→JASSOの指定する提出先	

※①と②はA3用紙1枚で繋がっています。それぞれに分けて（A4サイズに切って）、学校に提出してください（学校は②を申請時に、①を採用後にJASSOに提出します）。

※③は既に予約採用や定期採用で マイナンバーを提出済の方が家計急変採用に申し込む場合も、再度提出が必要です。

### ■ 家計急変事由に関する証明書類

必要書類	提出先	チェック欄
③ 雇用保険被保険者離職票【コピー】 <u>または</u> 雇用保険受給資格者証【コピー】 ※離職理由コードが 1A(11)、1B(12)、2A(21)、2B(22)、 2C(23)、3A(31)、3B(32)、3C(33)、3D(34) であるもの	申込者→学校→JASSO	

### ■ 収入に関する証明書類（該当者のみ）

必要書類	提出先	チェック欄
④ 家計急変に該当する生計維持者の、家計急変が発生した日の翌月分～申請月分までの給与明細書等及びその他の所得があればその証明書（最大12か月分）【コピー】 ※申請月の分がない場合は、その前月分まで ※12か月分の例 ●2020年5月に家計急変が発生、2021年4月に進学、5月に申請した場合 ⇒2020年6月～2021年5月（又は4月）分の給与明細書等 ●2020年2月に家計急変が発生し、2021年4月に進学、6月に申請した場合 ⇒2020年7月（又は6月）～2021年6月（又は5月）分の給与明細書等（最大12か月分のため）	申込者→学校→JASSO	

#### ※ 収入に関する証明書類の注意点

●給与収入の場合：給与明細書に支払日（支給日）が併記されている場合は、支払日（支給日）が属する月の収入証明書として扱います。

例）「4月度給与明細書／5月10日支給」と併記→5月分の収入証明書

●給与収入以外の場合：「事業所名」や「事業主名」、月ごとの「売上」「経費」「所得金額（売上から経費を差し引いた金額）」が記載された帳簿が必要です。帳簿を提出する場合は、「自営業等の所得金額計算書」（「給付奨学金案内—家計急変採用—」21ページに掲載）を添付してください。

■ 該当者のみ

必要書類	提出先	チェック欄
⑤ (外国籍の方の場合) 在留資格及び在留期間が明記されている証明書【コピー】	申込者→学校→JASSO	
⑥ (児童養護施設等に在籍又は里親に養育されていた(いる)方の場合) 以下の書類のうち一つ【コピー】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設等在籍証明書(施設長発行)</li> <li>・児童(里親)委託証明書(児童相談所発行)</li> <li>・措置解除決定通知書(児童相談所発行) 等</li> </ul>	申込者→学校→JASSO	